

# 自転車指導啓発重点路線(鹿屋警察署)

令和6年5月



本画面にはインクリメントP株式会社の地図を使用しています。個人的使用その他法律によって明示的に認められる範囲を超えて、コンテンツを使用（複製・改変・転用・転載・電磁的加工・送信・頒布・二次的使用、その他これらに類する全て）をすることを禁止します。

## 重点路線

県道鹿屋吾平佐多線（県道68号線）  
 寿二丁目交差点～笠之原公園入口交差点

## 選定理由

通勤・通学・買い物等での自転車利用者が多く、自転車歩道通行可の歩道及び車道での自転車による交通事故防止のため

重点路線で、

## よく見られる自転車利用者の違反形態

- > 見通しの悪い交差点などで徐行や一時停止をしない
- > 左右の安全不確認
- > 動静不注視



## ★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

### 1 歩道は、歩行者優先！

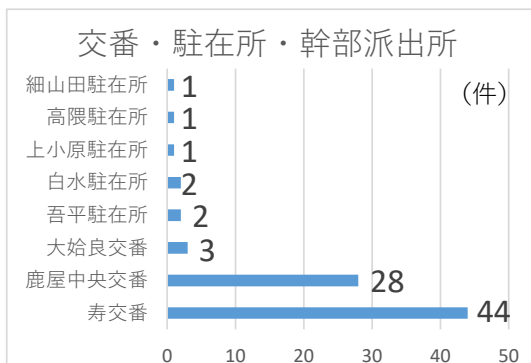
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

### 2 安全確認を徹底する！

交差点や車庫などの敷地出入口がある場所では、徐行するなどした上で、安全確認をしっかりと行いましょう。

### 3 ヘルメットを着用！

## 自転車に関する交通事故の発生状況（鹿屋警察署管内・令和5年中）



## 自転車関連事故

全82件

## 重点路線で

15件発生！！

警察では、自転車利用者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



※他駐在所管内での自転車関連事故はゼロです。件数は人身事故と物件事故の合計